

【新旧対照表】

四万十町轟公園等条例の一部を改正する条例

改正後	改正前														
(名称及び位置) 第2条 公園等の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>四万十町轟公園</td><td>四万十町大正字榎サコ及び字奥田地内</td></tr> <tr> <td>四万十町リバーパーク轟</td><td>四万十町瀬里字轟山及び字ウノス地内</td></tr> </table>	名称	位置	四万十町轟公園	四万十町大正字榎サコ及び字奥田地内	四万十町リバーパーク轟	四万十町瀬里字轟山及び字ウノス地内	(名称及び位置) 第2条 公園等の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>四万十町轟公園</td><td>四万十町大正1205番地17</td></tr> <tr> <td>四万十町轟公園屋外ホール</td><td>四万十町大正1205番地18</td></tr> <tr> <td>四万十町リバーパーク轟</td><td>四万十町瀬里304番地11</td></tr> </table>	名称	位置	四万十町轟公園	四万十町大正1205番地17	四万十町轟公園屋外ホール	四万十町大正1205番地18	四万十町リバーパーク轟	四万十町瀬里304番地11
名称	位置														
四万十町轟公園	四万十町大正字榎サコ及び字奥田地内														
四万十町リバーパーク轟	四万十町瀬里字轟山及び字ウノス地内														
名称	位置														
四万十町轟公園	四万十町大正1205番地17														
四万十町轟公園屋外ホール	四万十町大正1205番地18														
四万十町リバーパーク轟	四万十町瀬里304番地11														
(指定管理者) 第3条 施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も有効かつ効率的に運用しなければならない。 2 町長は、施設の効率的な運用を図るため、その管理を法人その他の団体であつて町が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 3 指定管理者の指定は、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）の定める手続により行うものとする。 4 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1) 第1条に規定する目的を達成する業務 (2) 施設の利用の許可に関する業務 (3) 利用料金の徴収及び減免に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務 5 指定管理者は、施設の管理を行う場合に、次に掲げる事項を守らなければならない。	(管理) 第3条 公園等は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。														

改正後	改正前
<u>(1) 第1条の規定する施設の設置目的及び公の施設の運営に関する制度を理解し、運営すること。</u> <u>(2) 業務の休業日を定める場合には、あらかじめ町長の承認を得ること。</u> <u>(3) 施設の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。</u> <u>(利用の許可)</u> <u>第4条 施設を利用しようとする者は、あらかじめ書面により指定管理者の許可を受けなければならない。</u> <u>2 指定管理者は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。</u> <u>(利用の不許可)</u> <u>第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。</u> <u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u> <u>(2) 施設、附属する設備又は備品等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認められるとき。</u> <u>(3) その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。</u> <u>(利用の許可の取消し等)</u> <u>第6条 指定管理者は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を停止させ、又は利用の許可を取り消すことができる。</u>	<u>(使用の承認)</u> <u>第4条 公園等の施設又は附属設備を使用し、又はキャンプをしようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</u> <u>2 町長は、公益的目的又は維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を承認しないことができる。</u> <u>(使用の制限)</u> <u>第5条 使用者は、管理者が指示した事項に留意し、常に善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。</u> <u>2 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の承認を取り消し、使用を停止させることができる。</u> <u>(使用料の額)</u> <u>第6条 使用料は、別表に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税</u>

改正後	改正前
<u>(1) 利用の許可の条件に違反したとき。</u> <u>(2) 利用目的以外に使用したとき。</u> <u>(3) 指定管理者が利用を不適当と認めるとき。</u> <u>(利用料金の納付)</u> <u>第7条 利用者は、別表に定める利用料金に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内において、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u> <u>(利用料金の減免)</u> <u>第8条 指定管理者は、あらかじめ町長が定める基準により必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(利用料金の不還付)</u> <u>第9条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、町長があらかじめ定める特別な理由によりやむ得ないと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>(損害賠償義務)</u>	<u>の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を、使用者から徴収する。</u> <u>2 町長は、公益上必要と認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</u> <u>(使用料の不還付)</u> <u>第7条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない事由により使用することができないときは、この限りでない。</u>

改正後

第10条

利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条

(略)

附 則

1～3

(略)

(特例措置)

4

第3条に規定する指定管理者を指定することができないときは、第4条から第10条の規定中「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

別表（第7条関係）

施設名	附属する備品 又は備品等	区分	単位	使用料	備考
轟公園	キャンプサイト	大人	1 人 1 泊	480円	
		小 中 学 校 児 童 生 徒	1 人 1 泊	190円	
		就 学 前 幼 児	無料		
	屋外ステージ		1 時間	290円	使 用 時 間 は、午後10 時までとす る
リバーパーク 轟	キャンプサイ ト	大人	1 人 1 泊	480円	

改正前

(委任)

第8条

(略)

附 則

1～3

(略)

別表（第6条関係）

施設名	区分	単位	使用料	備考
轟公園	大人	1 人 1 泊	480円	
	小中学校児童生徒	1 人 1 泊	190円	
	就学前幼児	無料		
轟公園屋外ホール		1 時間	290円	使用時間は、午後10時までとする。

改正後						改正前
		小 中 学 校 児 童 生 徒	1 人 1 泊	190円		
		就 学 前 幼 児	無 料			
	バンガロー		4 人 ま で	3, 000円	最 大 7 人 ま で 利 用 可 能	
			5 人 目 以 降 1 人 に つ き	1, 000円		